

# 下水道整備区域の見直しについて

## ●羽島市の下水道事業の現状と課題

**《現状》** 汚水処理の現状としては、下水道事業着手が県内他市に比べて遅かったことに加え、下水道整備が遅れているため、※汚水処理人口普及率が低い状況となっています。このため、市内全域の下水道整備完了が、平成100年となってしまいます。

**《課題》** 今後の下水道事業は、人口減少社会の到来や施設の更新時代への突入に応じた効率的な事業運営が必要となってまいります。

下水道の整備に年数を要する場合、先行き不透明な計画では、地域住民に不利益となるとともに、採算性を軽視した計画で多大な借入金を増やすことは、市民全体の負担となります。

**《方針》** そのため、効率的かつ効果的な整備を進め、今後10年程度で汚水処理の早期整備を目指した中期計画を策定します。

## ●そこで今回の下水道整備区域見直しのポイントを示します。

### 《下水道整備区域見直しの精査》

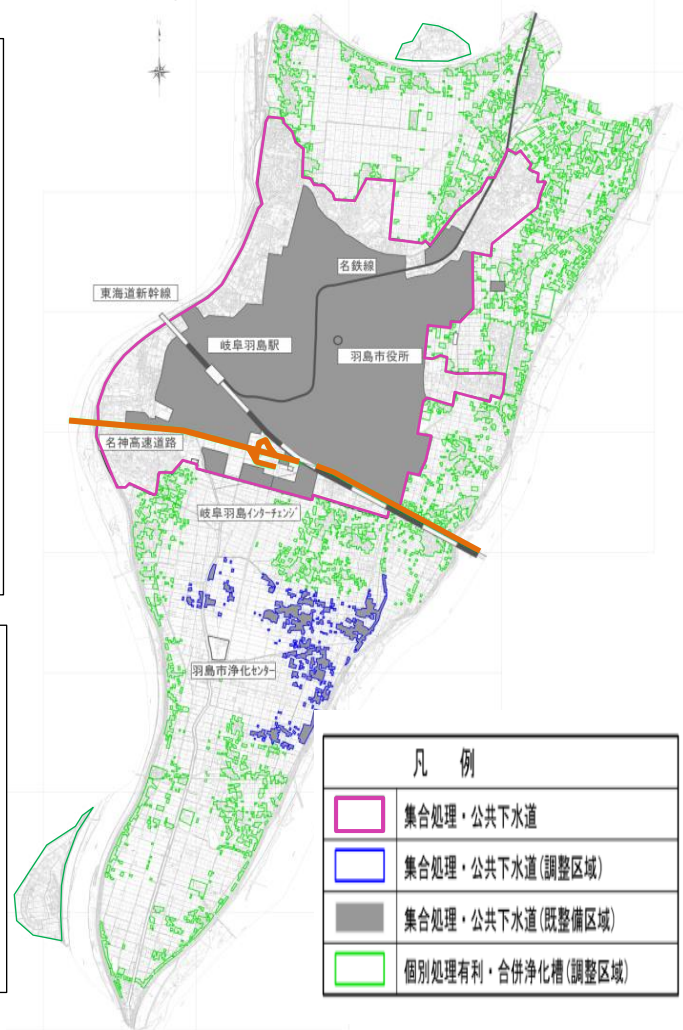
下水道整備区域と合併処理浄化槽整備区域の選定は、経済比較に基づき、より実情にあった整備手法を検討し、区域設定を行ったもので、合併処理浄化槽整備区域と判定された世帯を対象にアンケート調査を実施し、下水道要望状況の確認を行いました。

この結果、汚水処理施設の早期整備に向け、市街化区域は下水道による整備を行い、市街化調整区域は合併処理浄化槽による整備を行う方針とし、順次整備を行います。

### 《平成37年度末までの中期計画》

今後10年間の整備計画では、市街化区域内の296haの下水道整備を実施し、市街化調整区域は、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を促進し、早期整備を目指します。

これにより、平成37年度末時点で※汚水処理人口普及率を90%とすることを目標とします。



※汚水処理人口普及率：汚水処理施設の普及状況を表す数値のことで、下水道・合併処理浄化槽の整備人口を羽島市の総人口で割った値です。

**下水道が整備されると、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は遅滞なく下水道へ接続する義務が下水道法で定められています。**